

第575回10月定例会

議第64号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）に対する修正案が7：4の賛成多数で可決

（内容：「再生可能エネルギー設備導入実証実験事業委託料」

10,000,000円の削除）

提案理由

- ① 町が推進する「P P Aモデルによる営農型等ソーラーシステム導入実証事業」は遊佐町における再エネ設備導入拡大に向けた実証事業と位置付けているが、「P P Aモデル」とはソーラーシステムの特殊な技術などではなく、単なる事業方法のひとつでありこの実証事業により町が何を実証しようとしているのかが明確でない。

事業者は無償でソーラーシステムを設置する場所の提供者を募り、ソーラーシステムを設置、使用分の電気料金を還元するとしているが、収益事業として確立された事業運営方法のひとつを遂行するに過ぎず10,000千円の業務委託を行ってまでどのような実証結果が得られるのか明確でない。

- ② 受託予定事業者は、「遊佐地産地消エネルギー協議会」の関係事業者3社による出資により設立されたとのことであるが、設立年月日は令和6年5月1日であり資本金150万円、現在まで事業実績があるとは認められない。

- ③ 町と受託予定事業者との契約は随意契約としているが、地方自治法第167条の2（随意契約）第一項第2号「性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するとは考えられない。また、同4号「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものが新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続きにより買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る

者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続きにより新役務の提供を受ける契約をするとき」に該当させるには、本店所在地が町長の親族関係所であること、事業者の取締役員に、町長の親族が所属していることを鑑みれば、町として競争原理が働かない随意契約を結ぶにあたっては非常に問題があると考える。

- ④ ソーラーシステムの設置場所を提供する町民は「P P Aモデル」の電力の供給または使用料金の還元を受けるにあたっては、受託予定事業者との電力供給契約をよぎなくされ、現在町内への「P P Aモデル」の普及が進んでいないなかで、一社を優遇して事業展開を推奨するような業務委託については認められるものではない。

以上の理由から、「再生可能エネルギー設備導入実証実験事業委託料」10,000,000円の削除を求める修正案を提出します。

なお、町が目指す「2050年カーボンニュートラル」実現施策を否定するものではなく町の施策を推進するうえで、業務委託契約、随意契約、実証事業については目的を明確にし、特に慎重に進めるべきであることも申し添えます。

以上